

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について

2025年1月9日

日本証券業協会

本協会では、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正案について、2024年11月19日（火）から2024年12月18日（水）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（1件、1社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

| 項番 | 該当箇所 | 意見の概要 | 考え方 |
|----|--------------|--|------------|
| 1 | 第6条の10第1項第9号 | <p>「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」改正案第6条の10第1項第9号では、認可会員が立会外取引に類似する取引を取り扱うときの取扱規則の記載事項として「社内取引システムによる対当の明示」を掲げている。</p> <p>これはいわゆるダークプール（社内取引システム）を経由した注文である旨の明示（ダークプール・フラグの設定）を求めるものであり、認可会員がダークプールを経由した取引以外を取り扱うことを制限する趣旨ではないとの理解でよいか（例えば、ダークプール以外の単一銘柄取引やバスケット取引を取り扱うことができるという理解でよいか）。</p> <p>なお、改正後の「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」では、TOB5%ルールの適用対象外となる取引として、ダークプールを経由した取引に限定されているものではないと認識している。</p> | 御理解のとおりです。 |

以上